

2017 年年末・一時金要求に関する交渉

1. 交渉経過

第 1 回交渉

日 時：平成 29 年 11 月 9 日（木） 19：30～20：35
場 所：市役所 6 階 602
参 加 者：組合側（執行委員長、副執行委員長他 51 名）
市側（総務部長、人事課長、人事課長代理）
交渉内容：秋季重点要求及び年末一時金要求に関する主旨説明、
人事給与制度の見直し、非正規労働者の生活改善など

第 2 回交渉

日 時：平成 29 年 11 月 14 日（火） 18：55～20：02
場 所：市役所 6 階 602
参 加 者：組合側（執行委員長、副執行委員長他 8 名）
市側（総務部長、人事課長、人事課長代理）
交渉内容：人事院勧告に基づく賃上げ及び一時金引き上げ、人事給与制度の見直しなど

第 3 回交渉

日 時：平成 29 年 11 月 16 日（木） 19：05～19：21
場 所：市役所 6 階 602
参 加 者：組合側（執行委員長、副執行委員長他 11 名）
市側（総務部長、人事課長、人事課長代理）
交渉内容：退職手当の見直しなど

第 4 回交渉

日 時：平成 29 年 12 月 14 日（木） 19：25～19：37
場 所：市役所 6 階 602
参 加 者：組合側（執行委員長、副執行委員長他 23 名）
市側（総務部長、人事課長、人事課長代理）
交渉内容：秋季重点要求及び年末一時金要求に対する回答

2. 交渉結果

組合要求事項	市側最終回答
1. 年末一時金として、全職員に2.76ヵ月プラス一律46,000円を支給すること。	1. 本年度の年末一時金は、期末手当1.375か月、勤勉手当0.85か月の計2.225か月とする。
2. 一時金における役職者加算、職務・職階給などによる差別支給制度は撤廃し、全職員に一律大幅増額をすること。	2. 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。
3. 一時金は、勤勉手当を廃止し、すべて期末手当のみで支給すること。	3. 勤勉手当を廃止する考えはない。
4. 再任用職員の一時金についても、職員と同様に支給すること。一方的に廃止したコミュニティセンター夜間職員・アルバイトの一時金を復活すること。	4. 再任用職員の年末一時金は、期末手当0.8か月、勤勉手当0.4か月の計1.2か月とする。
5. 育児休業中の職員に、一時金を全額支給すること。および、いかなる不利益扱いもしないこと。	5. 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。
6. 年末一時金は、12月8日までに一括支給すること。	6. 年末一時金の支給日は、12月8日とする。

○ 平成29年度の人事院勧告等に伴う給与改定については次のとおりとする。

(1) 給料の改定は、国の改定に準じて平成29年4月1日から実施する。

本年度の年末一時金は、期末手当1.375か月、勤勉手当0.95か月の計2.325か月とする。

なお、平成30年度以降の一時金については、国に準じて6月期は、期末手当1.225か月、勤勉手当0.9か月の計2.125か月とし、12月期は、期末手当1.375か月、勤勉手当0.9か月の計2.275か月とする。

(2) 再任用職員の年末一時金は、期末手当0.8か月、勤勉手当0.45か月の計1.25か月とする。

なお、平成30年度以降の一時金については、国に準じて6月期は、期末手当0.65か月、勤勉手当0.425か月の計1.075か月とし、12月期は、期末手当0.8か月、勤勉手当0.425か月の計1.225か月とする。

また、正規職員以外の賃金・一時金は、条例の規定に基づき正規職員と同様の措置を講じる。

(3) 平成30年1月1日より国に準じ退職手当を引き下げる。

(退職手当の調整率を87/100から83.7/100に引き下げ)

(4) 平成30年6月より勤勉手当の基礎額について国に準じ扶養手当を対象外とする。

※給与改定分については、12月議会議決後速やかに支給する。

※ 職場改善については、次のとおりとする。

○ 職員の心身の健康を守る立場から、管理職員も含め、超過勤務の実態を正しく把握し、あらゆる方策を通じて過重な超過勤務の解消に努めていく。

○ 休暇については、計画的な年次有給休暇を取得できるよう、できる限りの手段を講じていきたい。

○ メンタル不調者に対する取り組みについては、ストレスチェックの結果を活用した研修会を新たに実施したところであるが、今後ともメンタル不調の未然防止に向け努力をしていく。